

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-3 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅱ-3-1 法令照会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会に対する回答方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅱ-10)を作成し、金融庁担当課室と<u>電子メール又はファックス等</u>(以下「<u>電子メール等</u>」という。)により協議するものとする。</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>Ⅱ-3-3 グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法(以下、「強化法」という。)第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下、この項において「法令」という。)の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度(以下、「グレーゾーン解消制度」という。)を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-3 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅱ-3-1 法令照会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会に対する回答方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅱ-10)を作成し、金融庁担当課室と<u>電子メール等</u>により協議するものとする。</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>Ⅱ-3-3 グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法(以下、「強化法」という。)第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下、この項において「法令」という。)の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度(以下、「グレーゾーン解消制度」という。)を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争</p>

現行	改正案
<p>力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」(平成26年1月20日経済産業省)(以下、この項において「利用の手引き」という。)を参照するものとする。</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、28遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、照会書を速やかに<u>ファックス又は電子メール</u>により送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p>	<p>力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」(平成26年1月20日経済産業省)(以下、この項において「利用の手引き」という。)を参照するものとする。</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、28遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、照会書を速やかに<u>電子メール等</u>により送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p>